社会保険等未加入対策の強化について

【目的】

※「社会保険等」…健康保険、厚生年金保険及び雇用保険

- 〇技能労働者の処遇の向上、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 〇法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築

【社会保険等の加入に必要な法定福利費の確保に向けた取組み】

社会保険等への加入を一層推進していくためには、加入に必要な法定福利費が契約段階で確保されることが重要です。元請業者は、法定福利費を適切に含んだ額による下請契約を締結してください。

法定福利費を明示した「請負代金内訳」の提出が必要です

受注者(元請)は、契約締結後14日以内に社会保険等に係る法定福利費を明示した請負代金内訳書を発注者(工事監督職員)に提出してください。(上天草市公共工事請負契約約款第3条関係)

ただし、入札時に提出した工事費内訳書に法定福利費を明示してある場合は、その工事費内訳書を請負代金内訳書として取扱いますので、請負代金内訳書の提出は不要です。



建設工事(随意契約を除く)において、入札公告時、予定価格に含まれる法定福利費の概算額を公表しています。

※予定価格に工種別の平均割合を乗じて 算出したものであり、実際に事業主が負 担する額は労働者の雇用形態等の実情に より異なります。

<イメージ> 予定価格に含まれる法定福利費概算額

工種	道路改良工事
予定価格(税込)	¥00, 000, 000
上記予定価格に含まれる 法定福利費概算額	¥0, 000, 000

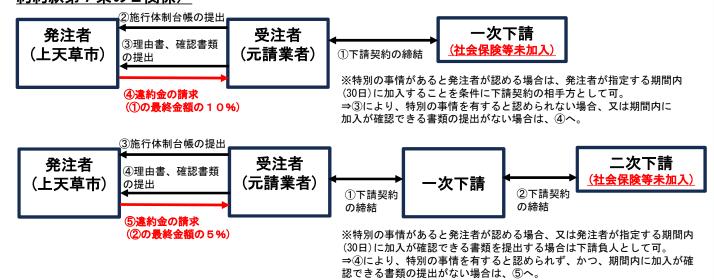
※明示しなければならない法定福利費は、建設工事の直接的な作業に従事する現場労働者に係る社会 保険料(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)の事業主負担分が対象です。

【下請業者を社会保険等に加入する業者に限定】

公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険等に加入し、法定福利費を適切に負担する 建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要であることを踏まえ、社会保険等に未加入であ るである建設業者を下請負人とすることを禁止します。

受注者(元請)は、社会保険等未加入業者を下請負人(二次以下含む)にできません

<u>違反した場合は、受注者(元請)に対して、違約金の請求を行います。(上天草市公共工事請負契</u>約約款第7条の2関係)



※これらの内容について、常時使用する労働者が5人未満の個人事業所や一人親方等健康保険、厚生年金保険に加入する義務のないものは適用除外となります。